

非居住者に係る特別還付金の課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

台湾に居住するA（日本の非居住者）は、平成12年に父親が死亡して、相続により保険年金を受領しており、それを毎年確定申告していたが、平成23年の1月になって、国内の家財をすべて売却して、過去20年近く勤務していた台湾へ家族とともに移住した。

相続等に係る保険年金等について特別還付金が支払われるかと聞いたが、非居住者であってもその適用があるのか。

〔ポイント〕

相続等に係る保険年金等に対する平成17年以前の部分について、次のとおり検討する。

- 1 特別還付金の支給制度の創設
- 2 特別還付金の支給制度の概要
- 3 特別還付金の意義
- 4 特別還付金の対象者
- 5 特別還付金の額の計算の考え方
- 6 特別還付金に係る加算金
- 7 特別還付金及び加算金の非課税
- 8 非居住者の場合

〔検討〕

1 特別還付金の支給制度の創設

相続人が年金として受給する生命保険金等のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁

判所の判決（平成22年7月6日）を受けて、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いが変更された。すなわち、変更前は、生命保険契約等に基づく年金受給権を相続等により取得したものか、相続等以外の事由により取得したものかを区別することなく、所得金額の計算規定が定められていたが、変更後は、その取得事由によって、所得金額の計算規定が異なることになった（所令183～186）。

過去5年以内の各年分の所得税については、所得税が過納の者については、更正の請求又は確定申告（還付申告）の手続を通じて還付されてきた。これについては、平成23年度の税制改正により、更正の請求の特例が規定され、平成23年6月30日から1年内に、通常の更正の請求で認められない場合の過去5年分についても認められることになった（措法41の20の2）。

しかし、平成12年から平成17年の間に相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給していた者について、救済方法の規定がなかったが、平成23年度の税制改正により、新たに特別還付金の支給制度が創設されたものである。

平成12年以降というのは、税務署における確定申告書等の保存期間や民法の債権の消滅時効の期間等を踏まえて決定された。

この請求手続は、平成23年6月30日から平成24年6月29日までの1年間に行わなければならない。

2 特別還付金の支給制度の概要

平成23年度の税制改正により、税務署長は、相続等に係る保険年金の保険受取人等に該当する者又はその相続人に対し、平成12年分以後の各年分（所得税の還付を受ける年分は除かれる。）の保険年金に係る所得のうち、所得税が課されない部分の金額に対応する所得税に相当する給付金（以下「特別還付金」という。）を支給することとされた。

特別還付金の支給を受けようとする者は、平成23年6月30日から平成24年6月29日までの間に、特別還付金の額等を記載した特別還付金請求書に特別還付金額の計算明細書等を添付して税務署長に提出するものとし、特別還付金請求書の提出を受けた税務署長は、必要な事項を調査して支給額を決定し、その提出者に対して、特別還付金を支払う。

特別還付金の額は、平成12年から平成14年までの各年分と平成15年分以後の各年分とに区分した上で、その年分の保険年金所得の金額、その他の所得の金額等に基づいて計算するものとし、特別還付金を支払う場合には、一定の加算金を加算する。

特別還付金（加算金も含む。）については、所得税は課されない。

3 特別還付金の意義

特別還付金とは、対象保険年金に係る保険金受取人等に該当する者（その保険金受取人等に該当する者が平成23年6月30日前に死亡している場合にあっては、その相続人（包括受遺者を含む。以下「特定相続人」という。）に対し、その保険金受取人等である者又はその特定相続人に係る被相続人の平成12年分以後の各年分の対象保険年金に係る所得（所得税法169条の規定の適用を受けるものは除かれる。以下「保険年金所得」という。）のうち所得税が課されない部分の金額について所得税を課するとしたならば当該金額につき課されることとなる所得税

に相当する給付金をいう（措法97の2）。

対象保険年金とは、生命保険契約等に基づく年金（公的年金等は除かれる。）又は損害保険契約等に基づく年金であって、これらの年金に係る権利につき平成22年の所得税法等の一部を改正する法律の規定による改正前の相続税法第24条（定期金に関する権利の評価一給付事由が発生しているもの）の規定の適用があるものをいう（措法41の20の2②一）。

なお、保険年金所得のうち、所得税法169条の規定の適用を受けるものは除かれるものと規定している。すなわち、その受給時において、非居住者が受領する保険年金として、分離課税の適用を受けたものは、特別還付金の対象から除外されている。したがって、受給時に、国内に支店等の恒久的施設を有する非居住者として年金所得を総合課税の対象として確定申告をした者は、特別還付金を受領する資格を有することになる。

4 特別還付金の対象者

平成12年分以後の各年分において、保険年金を受給していた者が対象で、具体的には、次のいずれかに該当する者で保険契約等に係る保険料等の負担者でなかった者である（措法97の2①）。

なお、これまでに保険年金の税務上の取扱いの変更により所得税の還付手続を行った年分は除かれる。

また、更正の請求や確定申告（還付申告）を行うことで還付を受けられる過去5年以内の年分（原則として平成18年分以後の年分）については、特別還付金の請求手続ではなく、それらの手続による。

（1）年金型保険

死亡保険金を年金形式で受給していた者

（2）学資保険

学資保険の保険契約者が死亡したことに伴い、養育年金を受給していた者

（3）個人年金保険

個人年金保険契約に基づく年金を受給していた者

5 特別還付金の額の計算の考え方

特別還付金の額は、平成15年分以後の各年分と平成12年から平成14年までの各年分に区分して、異なる方法により計算することとされている。これは、平成15年分以後の年分の確定申告書等が税務署において保存されていることから、これらの年分における特別還付金の計算においてはこれらの書類を用いて更正の請求に準じて計算することができるのに対し、平成12年から平成14年までの各年分については、これらの書類を用いることができないことから、これらの年分の特別還付金の計算は、平成15年分の所得税の計算を参考にして、平成15年分の所得税の計算における保険年金所得に係る雑所得の減少額に対する特別還付金の割合を用いて計算することとしている（措法97の2⑤）。

6 特別還付金に係る加算金

税務署長が特別還付金の支払等をする場合、その特別還付金の額に一定の割合を乗じて計算した金額（加算金）を加算して支払う（措法97の2⑩）。

この加算金は、所得税の還付金に付する還付加算金と同様の考え方であり、その計算方法も還付加算金に準じて計算される。

7 特別還付金及び加算金の非課税

特別還付金及び特別還付金に係る加算金は、所得税が課税されない（措法97の2⑨）。所得税が課税されないことから、住民税も非課税となる。

8 非居住者の場合

平成12年から平成17年の各年分について、保険年金所得が所得税法169条の規定により分離課税の対象とされていた場合は、特別還付金の支給はないことになる。

そうでない場合は、受給者について居住者に限定していないことから非居住者も特別還付金を受給できることになり、Aも特別還付金を受領できることになる。

非居住者が受領した場合も、所得税は非課税である（措法97の2⑯）。

9 まとめ

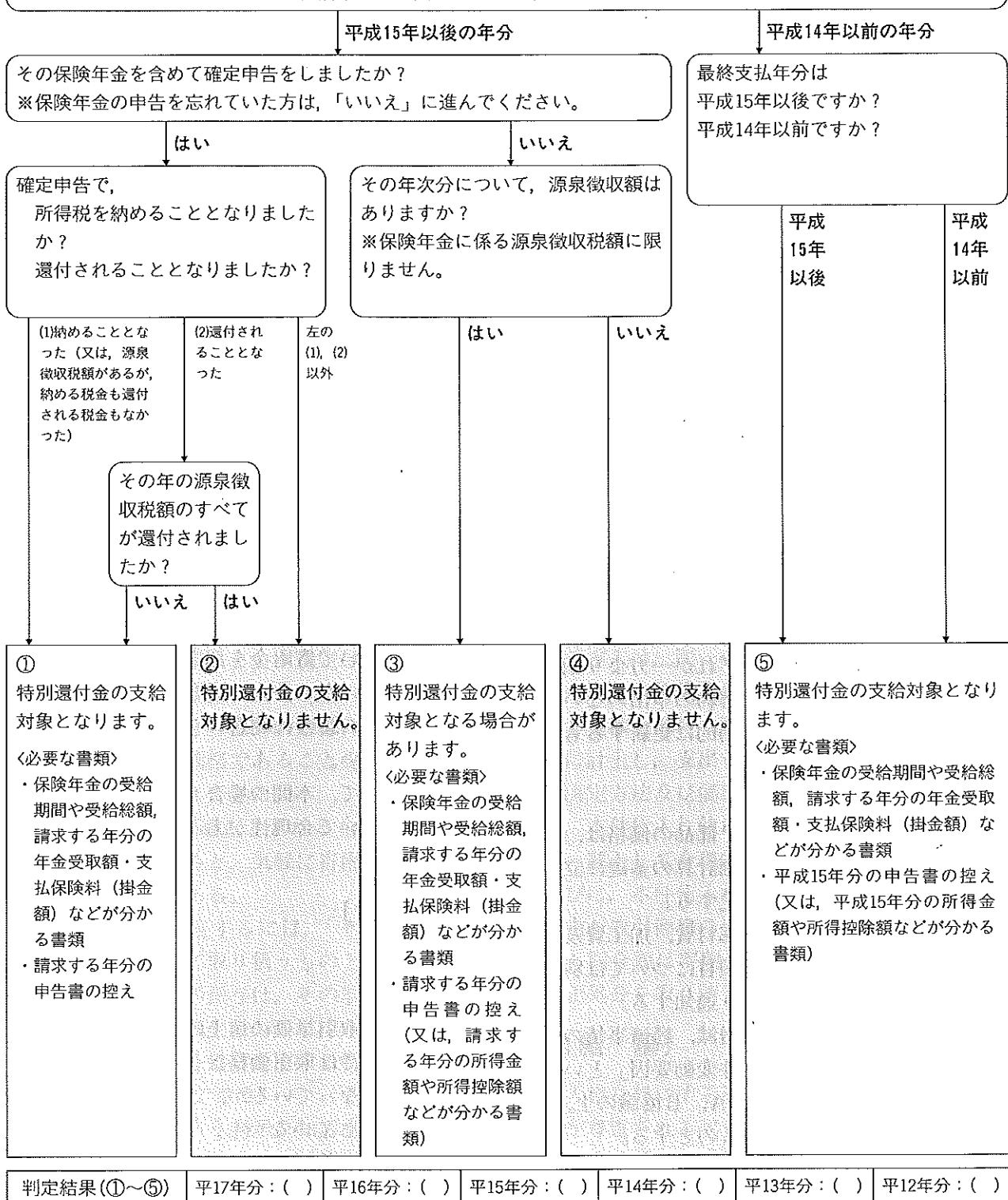
非居住者の場合も、平成12年から平成17年の各年分において保険年金所得を有していた場合、特別還付金を受領できることになるが、国税庁が作成している「特別還付金に関する判定表」（後掲）により、年分ごとに特別還付金の支給の有無を確認することになる。

なお、還付金の支払いは、通常、国内に限定されることから、特別還付金請求書の提出及び特別還付金の受領に当たっては、納税管理人を選任して、その手続を代行させるのが望ましい。

特別還付金に関する判定表

保険年金の支払いを受けた年分（平成12年分から平成17年分）ごとに、直近の年分から判定を行ってください。

保険年金の支払いを受けた年分は何年分ですか？



判定結果(①～⑤) 平17年分：() 平16年分：() 平15年分：() 平14年分：() 平13年分：() 平12年分：()

出典：国税庁ホームページ